

特253

199

大政翼賛會實踐要綱の基本解説

大政翼賛會



0004863-000

特253-199

大政翼賛會實踐要綱の基本解説

大政翼賛會宣伝部

昭和16

ABC

特253
199

大政翼贊會實踐要綱の基本解説

大政翼贊會

はしがき

大政翼賛會の構成員として、實踐要綱を十分に理解し、確固たる信念を以て其の實現に挺身する爲には、先づ大政翼賛運動並に大政翼賛會の本質と其の目的とする所をはつきりと理解して居なければならぬ。本冊子は、本會構成員に對し、此の點を明らかにし、且つ要綱の實踐に當りて、特に留意すべき要點を記述したものである。

目次

はしがき……………一

第一 大政翼賛運動の目的と本質……………一

第二 大政翼賛會の目的と本質……………九

第三 實踐要綱の各項に就て……………二四

大政翼賛會實踐要綱の基本解説

第一 大政翼賛運動の目的と本質

- 一、大政翼賛運動の目的は、運動規約第二條に明示しある如く、一億國民が各々皇國臣民たるの自覺感激に燃えて奮起し、萬邦無比の國體に基き國家の總力を擧げて 皇運扶翼の臣道實踐體制を確立するにある。高度國防國家體制は、我が國では斯かる力強き臣道實踐體制の確立によつてのみ實現出来るものであるといふ確固たる信念を、先づ何よりも先きに把持しなければならぬ。
- 二、大政翼賛運動の目的が以上の如くであるから、この運動は規約第一條に明示せらるる通り、皇國臣民が本來の面目を發揮する舉國的大運動であつて、一

億國民悉くが、互に切磋琢磨し相携へて自ら日本臣民としての踏むべき道を完全に實踐することに努力することが本運動の本義である。

従つてこの運動は各々の職域・部落・隣組・家庭等に於て、日常夫々の持場に於ていそしみつつある人々が、其の第一線部隊である。大政翼賛會の構成員が獨り第一線に立つて國民の支持を受け、國民を代表して運動するといふのではない。

三、規約第二條に「萬民翼賛、一億一心、職分奉公の國民組織を確立し云々」とある。このことは、萬邦無比の我が國體の本義に基き、我が國民組織の本質を其の内容に於て眞に萬民翼賛、一億一心、職分奉公の組織たらしむるといふことである。

抑々 皇國は肇國の始めより 皇室を尊き核心と仰ぎ生成發展し來れる全一生命體であつて、皇國民は、この全一生命體の各部構成員としてのみ存在す

るのである。諸外國の如く、個々獨立の生命主體として存在する各個人の談合的集團とは全く其の本質を異にして居る。即ち、我が國體は眞に萬邦無比であつて、隨つて國民活動の分野其の他を律する行政組織其の他あらゆる組織内に於ける全國民の分業活動は、飽く迄もこの全一生命體內の有機的活動であるべきであつて、あらゆる場合に於て此等組織の全一體制が宣揚發揮せられねばならぬのである。

大政翼賛運動はこの信念に立脚して、國內萬端の事象に於て、民主主義思想自我功利主義思想の弊をこの際明らかに認識して、之が芟除に努め全國民相互が相扶け、相誠め、偉大なる道德的勇氣を培養發揮し以て世界最高の徳と力とを兼備する一體國家の眞姿を如實に顯現せんとするものである。

四、法の完備はもとより必要のことであるが、凡そ國民にして積極遵守の意志に缺くる所あらば、其の目的を達し得ざるべく、國としての力も國家權力の發動

のみに依つて發揮出來得るものではない。要するに國力の發揮は國民みづからの責任自覺を基調としたる欣然奮起の力を主としなければならぬことは論を俟たない。茲に大政翼賛運動の起る所以があるのである。

近衛總裁が發會式に於ける挨拶に於て

大政翼賛運動は萬邦無比の國體の本義に基き、我が國獨特の理念の上に展開さるべきものなること、

大政翼賛運動の將來は 皇國の運命を決するものなること

を述べられたるは、前諸項に依つて極めて明瞭に理解し得べく、本運動は、諸外國に於ける全體主義運動等とは、本質的に異つて居るのである。即ち本運動は、國內的には惟神の大道の顯揚即維新完遂の大運動であり、世界的には天皇の御本質を明らかにし、最高徳性の物心一如の力強き國家たる 皇國の眞姿を顯現して、以て全人類の爲に道義的指導の本然的地位を確立せんとする大國

民運動である。即ち八紘爲宇の大業に翼賛奉仕せんとする大國民運動である。

本運動の重大性と緊急性とは、何人も疑ふの餘地はないのである。

五、本運動に於ては以上の趣旨に基いて、一般國民として主として考ふべきことは、「我れ何を爲すべきや」にあるのである。即ち本運動は独自の政策を掲げ衆を背景として當局と抗爭するが如きものであつてはならない。而して、軍、官、民總べての國民は職分こそ異なれ、皆 皇國民として相協力し臣道を實踐すべき道義性に於ては常に一體でなければならぬ。勿論、軍、官、民の一體とは各職分の紛淆ではなく、その職分を遂行するに當りて、各人が根本の心構へに於て、眞に一體として 皇運扶翼に邁進するといふことである。この己を空うして御奉公を爲さんとする臣道實踐の力の一大結集が實現せらるゝとき、始めて皇國獨特の最大の力強き體制が實現するのである。

六、一億一心とは全臣民が常に一心一體となり、 皇國の全一生命體たるの本質

を顯現することである。この故に國家の決定したる施策に對しては、國民は之に關する事前の意見の如何に拘らず、至誠協力、舉國常に一體たる實を擧げなければならぬ。是れ一體國家たる 皇國體の正しき認識より生ずる當然の結論であつて、之なくしては國體の眞姿顯現は不可能である。又時局の打開も不可能である。苟も 皇國臣民たるものの行動は悉くこの精神に依つて律せらるべきである。勿論其の行動體制は命令に依り機械的に行動するといふのではなく、規約第二條に明記されたる如く、名實共に萬民翼賛、職分奉公の積極的行動體制たらねばならぬ。

大政翼賛會の全構成員は其の任務の遂行に方りて、進んでこの一億一心の範を示さなければならぬ。

七、戦時體制下に於ける軍、官、民の一體體制は特に鞏固なるを要することは極めて明らかである。戦時國內に於てこの間に聊かたりとも隙を生じ、爲に國家

の對外的威信を損するが如き行動は嚴に之を慎まなければならぬ。特に軍統帥に關しては軍の作戰情況の如何に拘らず、一般國民が輿論其の他を以て作戰に容喙し、或は之を批判し、皇軍の威信を傷つくるが如き行動は、絶対に許さるべきものではない、戦時下軍内に於ては作戰用兵は如何なる場合に於ても戰鬥員の批判の對照とはなさず、全戰鬥員は百萬一心、全員忠死の覺悟を以て相協力し、上官の命を遵奉し實踐奮闘の一途あるのみとなしてゐる。而もこの事たるや他動的のものではなく、舉軍常に一體として、如何なる難關に遭遇すとも、聊かも動搖せざる無敵皇軍たらんが爲には、必ず斯くあるべきものとして、將士自らの積極的精神の發露としてのことである。斯かる軍の體制は、戦時下國民の以て範とすべきものである。

八、臣道實踐は、國民各自の積極自發的修練に依つて、其の効果を大ならしむることが出来る。苟も教育修練を前提とせざる行動は其の力甚だ薄弱である。隨

つて大政翼賛運動は一面に於ては明らかに全國民が皇國の維新體制内に更生せんが爲の自己修練の運動なることを忘れてはならぬ。即ち單に宣傳に止まる運動ではなくして修練と實踐の挺身運動である。

第二 大政翼賛會の目的と本質

九、上述せる如く、大政翼賛運動の目的と本質とが明らかにされるならば、斯かる運動の推進機關として構成されたる大政翼賛會の目的と本質も、自ら明らかである。

即ち本會は 皇國の運命を決するこの緊切なる全國民運動の助成推進機關であつて、政府を指導鞭撻するを任とするが如き機關にあらざること、創立以來規約上に明確に規定せられてゐる。随つて會内に如何なる機關を設くるも、其の行動は悉く其の軌道に従つて運営されねばならぬ。例へば、本會内各種協力會議の任とする所も、本會の目的たる本運動の推進を以て眼目となし、帝國議會其の他の議政機關とは全く其の任を異にするものである。

十、本會は總裁の統率下に運営さるべきことは規約第六條に明定する所である。即ち苟も本會の構成員たるものは、常に欣然として總裁の統率に服従して本運動推進の爲に、一心一體の範を示し、臣道の力強き實踐に挺身しなければならぬ。即ち會内に於ては苟も總裁の意志を拘束すべき如何なる會議も存在せず、會内の總べての機關は總裁に對する輔佐協力の機關たると同時に、總裁の意志に従つて、會任務の達成に向つて精進すべきである。

この本質が遺憾なく全構成員に透徹し、組織訓練宜敷を得れば、事に觸れ、總裁の意志は全構成員の末端迄即時全面的に通達され、實踐され、活潑果敢なる力強き模範的實踐體制を先づ會として實現することが出来るのである。勿論總裁の統率は會の構成員に限られ、又構成員としても會の運営に關する限り總裁の統率下に欣然活躍するものである。

十一、政府の施策と、臣道實踐に邁進する國民の具體的努力とが、完全に相照應

するとき於て、始めて最高度の國力を發揮し得るのである。即ち其の間に矛盾、對立、衝突等を生ずることなく、絶えず一體としての抱合協力關係を確保するに非ざれば、臣道實踐體制の確立は不可能である。

民間團體として本運動推進に挺身する本會の總裁及び支部長が總理大臣及び地方長官たるは政府との表裏一體關係を持続實現する爲、是は極めて緊切なることである。

十二、苟も皇國民の全行爲は聊かたりとも臣たる道に背くべからざるはいふ迄もなく、隨つて皇國に於ては如何なる場合に於ても臣道を離れたる政治性、政治力、經濟性、經濟力の存在を考ふことを許さない。

斯かる信念に立つ大政翼賛運動は、民主主義的及共產主義的政治理念を一掃し、皇國の眞姿顯現に邁進し、皇道翼賛體制の確立に奉仕せんとするものであつて、本會は以上の如き、皇國獨特の理念に立つ大政翼賛運動の推進機關とし

ての高度の政治性を有するものである。

十三、一億一心、一體國家たるの眞姿を顯現し、最高國力の發揮を企圖する爲には官界、民間を通じて國內全般に亙り、各所に存在する割據主義の考へ方を徹底的に清算せしめ、悉く 皇運扶翼の爲、分業協力、互助相誠、職域奉公の觀念に歸一せしめ、それを現實に實踐せしめなければならぬ。之がため翼賛會としての努力は、民間各方面の組織、又は團體を形式的に整理統合するを以て主目的となさず、實質的に此等をして悉く各分野に於ける本運動の一翼としてその全能力を發揮せしむると同時に、此等總べての運動を綜合して 皇國としての全一體制を現實に發揮せしむるにある。之が爲に必要な場合には斷乎たる態度を以て、其の整理統合を促がすこともあり得べきである。

各省大臣の監督下に既に諸種の重要團體あるに拘らず、總理大臣自ら總裁となりて、萬民翼賛、億兆一心、職分奉公の旗をかざして、本會が構成せられた

る所以は、この全一體制を現實に發揮せしめんが爲に外ならないのである。

十四、翼賛會を通じての上意の到達、下情の上通は如何なる場合に於ても、會運營の目的にあらずして、手段であることに留意しなければならぬ。本會の運營は飽く迄も規約の明示する如く、一億國民が身を以て實踐に當るべき翼賛運動を時局に鑑みて特に急速に全面的に、力強く推進展開するを以て目的とするのである。又下情の上通は、本運動の實踐を容易にし、且つ其の成果を向上擴大する爲に民情の在りの儘を正しく當局に反映して當局施設の重要參考資料となすに在りて、前にも述べたる如く決して政策に關する民間意思を決定して、之を國家意思形成の要素として強要し、責任當局の意思と對立論争するの意ではないのである。

第三 實踐要綱の各項に就て

大政翼贊會實踐要綱前文

今や世界の歴史的轉換期に直面し、八紘一字の顯現を國是とする。皇國は、一億一心全能力を擧げて、天皇に歸一し奉り、物心一如の國家體制を確立し、以て光輝ある世界の道義的指導者たらんとす。茲に本會は、互助相誠、皇國臣民たるの自覺に徹し、率先して國民の推進力となり、つねに政府と表裏一體協力の關係に立ち、上意下達・下情上通を圖り、以て高度國防國家體制の實現に努む。左にその實踐要綱を提唱す。

一、臣道の實踐に挺身す。即ち、無上絶對普遍的眞理の顯

現たる國體を信仰し、歴代詔勅を奉體し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。

第一項は本運動の本質を闡明したるものであつて、皇國の眞姿を顯現せんとする八紘爲宇の大業に翼贊奉仕すべき、大國民運動の基本たるべき指導精神を示したものである。即ち第二項以下の具體的實踐要綱は、悉くこの指導精神に依つて律せらるべきである。

苟も臣民として生まれ、臣民として生きる全皇國民の職分努力の全動機は、自我功利にあるべき筈なく、悉く皇運扶翼即ち奉公に歸一すべきは論を俟たない所である。即ち國體を信仰し、歴代詔勅を奉體して、職分奉公の誠を致すは即ち皇國臣民たるの自覺に徹したる臣道の實踐に外ならざることを、特に透徹せしめなければならぬ。

國民各自が、物心兩面の活力増強に精進すべきことは勿論なるも、如何なる場

合に於ても其の目的は自我功利に非ずして常により大きく御役に立たんとする奉
任的動機以外の何ものでもあるべきではなく、あらゆる機會に於て、人心の機微
に接して、この本末を明らかにすることは全國民が、國家の要求に應ずべく、絶
えざる動員姿勢を確保する所以である。この思想の普及統一なくして、高度國防
國家體制の實現は不可能である。

二、大東亞共榮圈の建設に協力す。即ち、大東亞の共榮體
制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新
秩序の確立に努む。

八紘爲宇の皇謨は 天皇の絶對なる御本質と、皇道の無上徳性と、其の絶對無
碍の普遍性に關する確たる信念に基き翼賛し奉るものである。抑々東亞列國の間
に立つ 皇國は明らかに、其の高き徳と力に依つて、興亞の使命を遂行する雄大
なる國家にして、全國民は例外なしに悉く天業恢弘の爲、この重き使命に對し責

任を有するものであつて、何人と雖も之を回避することを許さざるものなること
を、深く自覺しなければならぬ。換言すれば熱烈なる興亞の魂は、全國民の全行
動を通じて一貫すべきである。

第二項は 皇國民が、日常職分奉公の誠を致し、 皇運を扶翼し奉るは是とり
もなほさず八紘爲宇の建國精神に基き、大東亞共榮圈を建設し、進んで世界新秩
序を確立せんとするの皇謨を翼賛し奉ることであることを明らかにしたものであ
る。

三、翼賛政治體制の建設に協力す。即ち、經濟・文化・生
活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制
の確立に努む。

第三項には、多年誤つて浸潤し來つた民主、共產、功利主義的政治思想を一掃
し、この誤れる思想を基調としたる諸弊害を、萬般の事象（政治・教育・文化・

經濟・國民生活等々）より徹底的に艾除し、皇國独自の最も強力なる翼贊政治體制確立の爲に、全國民がこの際大いに奮起して互助相誠、相協力すべきことを述べたものである。

翼贊奉仕精神を以て行爲の動機となすべき會議は、其の種類の如何に拘らず常に皇謨翼贊の會議であるべきであり又自治團體其の他の團體の行動は、翼贊奉仕の精神を離れて、自我の利益を主眼とするが如きことはあるべきでない。選舉に依りて選出されたる議員は其の公職に翼贊奉仕するものにして、選舉民個々の利害に因つて左右さるべきではなく、選舉民自身も亦議員なる公職の名譽を重んじ、不純なる自我功利の觀念を以て、聊かたりとも翼贊選舉の行爲を汚すことを恥としなければならぬ。

要するに翼贊政治體制の確立は、この自發的全國民運動の力強き展開に依り、全國民をして、悉く翼贊精神に歸一せしむるに非ざれば、不可能といふべきであ

る翼贊會は一面に於ては、自己を反省しつつ臣道の實踐に挺身して、全國民のまことの翼贊政治體制確立の運動を推進せんとする者の道交修練の道場である。全構成員間の道交眞に厚く、各々が身を以て修練の衝に當り、率先垂範の熱と努力を示さなければ、以て推進の力たることは出來ないのである。

四、翼贊經濟體制の建設に協力す。即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼贊精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的增強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。

功利主義思想の浸潤に依る弊害は、多年經濟部面に於て特に著しきものがある。實踐要綱第四項はこの誤れる思想を速に一掃して、國民經濟活動一切をして悉く翼贊精神に歸一せしめ、皇國独自の強力なる翼贊經濟體制の確立に、全國民が反省・奮起・相協力するの要を述べたものである。

特に華國以來の現下の重大時局に處する爲に、生産の飛躍的増強を圖り、大東亞に於ける自給自足經濟を完成するは、眞に焦眉の急にして之が爲に全國民は、其の經濟能力の全部を動員し、其の創意と科學と能率とを最高度に發揮して、翼贊奉仕しなければならぬ。而して戰時非常事情の下に於て國家の要求する生産の最大効果を確保する爲には、國力の重點集中を必要とし、之が爲には全經濟力の周到なる綜合的運用計畫を樹立しなければならぬ。全國民の翼贊經濟活動は、この計畫に積極的に勇躍服従して、捨身奉公の誠を致すことに依つてのみ、全一體としての偉大なる實力を發揮し、生産の飛躍的増強を期し得るのである。

經濟力の重點集中の結果は、他面に於て忍ぶべき幾多の辛苦、幾多の艱難を豫想しなければならぬ。全國民は豫め之を覺悟し、常に欣然勇躍何事も意とせざるの氣魄と實力を培養修鍊しなければならぬ。

由來我が國民の經濟活動は列強のそれに比し、創意と科學性に劣れるの誹りが

ある。今や大東亞の自主的建設を指導せんとする 皇國民の經濟活動に於て斯かる重大なる缺點ありとすれば、憂慮すべきことである。官民協力の經濟新體制を確立するに當り、特に此等の點に留意すべきとの注意を喚起したのである。

五、文化新體制の建設に協力す。即ち、國體精神に基き雄

渾高雅・明朝にして科學性ある新日本文化を育成し、

内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。

抑、一國が其の國民の築く文化體制及び生活に於て模範たることが出來なければ以て他國民をして悦服敬仰せしむることは出來ない。單に力のみを背景として他國に臨むのは 皇道精神に反するのである。八紘爲宇の皇謨はこの基礎理念なくして翼贊し奉ることは不可能である。今次事變は決して武力のみを以て解決することは出來ない。

實踐要綱第五項はこの義を明らかにしたるものである。要するに 皇道國家の

徳性美點、優秀性は、單なる言説にあらざして、皇國內の文化體制に於て何人と雖も如實に發見し、現實の事情に照して理解し得る如くならなければならぬ。然るに現状は必ずしも斯くの如くではない。茲にも多年來の弊習が鬱積して頗る憂ふべきものがある。數學・文化に對する功利的態度は根本的に是正すべきである。

換言すれば、この皇道文化體制の具體的建設に全國民が相協力奮進して、各々が皇國の偉大性の小縮圖として、恥ぢざる人格の把持者となり、文化總べての部門に皇國の優秀性を反映せしめ、以て他國民に接し、世界に臨むのでなければ、聖戰の目的は達せられないのである。特に言論界其他あらゆる宣傳啓蒙機關を翼賛精神に歸一せしむることは極めて重要なことである。

六、生活新體制の建設に協力す。即ち、翼賛理念に基き、新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本、國民

悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

國民の實生活は時代の環境に支配さるるものが少くない。以上の如く國內體制の全面的革新が斷行せられ、總べてが翼賛奉仕の精神の具體化たる如く歸一する爲には、同時に國民の從來の實生活面にも少からず反省改新すべきものがある。この反省改新なくしては眞の翼賛體制は確立せらるることが出來ないのである。従てこの際全國民は進んでこの生活新體制の建設に相協力しなければならぬ。實踐要綱第六項はこの義を明らかにしたものである。

而してこの生活新體制の建設は、單に必要に迫られたる消極的動機に依るのではなくして、全國民が眞に皇國臣民たるの自覺に徹するとき、其の生まれながらにして持つ重大使命を理解し、列國民に伍して範たるべき自己を積極的に自ら營まんとする至誠と熱意を以て基調と爲すべきである。本項の實踐はこの精神を

以て邁進しなければならぬ。

由來我が國民性は感情に高く、理性を重視せざる傾がないではない。國民實生活も其の影響を受け列強國民に比するときこの點に於て考ふべきものなきにしもあらずであるが本項に於てはこのことに關して特に注意を喚起したのである。

而して今日の時局を顧るときは、國民各自が、實に最悪の場合に處して、聊かも動ぜざる、不拔の精神と、最強の體力とを、常時培養準備し得る剛健簡素の合理的生活様式を、自發的に定めて、直ちに之を實踐し、各自が自己を急速に鍛鍊することを以て緊急要事としなければならぬ。是れ全國民が何事も待つことなく、直ちに實踐すべき翼賛運動の本義である。

昭和十六年八月廿八日印刷
昭和十六年九月一日發行

(定價十錢)

編輯兼 東京市麹町區丸之内三ノ一四
發行人 入 澤 文 明

印刷人 東京市神田區錦町三ノ二
菅 生 定 祥

東京市麹町區丸之内三ノ一四

發行所 大政翼賛會宣傳部

販賣所 大政翼賛會宣傳部

(不許無斷轉載)

全國各地官報販賣所
全國各地主要書店

電話丸ノ内六五二〇(九)
振替東京九七五〇〇

41
192

